

令和7年度宮城県介護イメージアップ事業実施業務に係る質問に対する回答

令和7年5月7日

番号	関連箇所	質問内容	回答
1	仕様書 4（2）イ	「会場については、基本的に商業施設以外として提案すること。」と記載があるが、会場の選定にあたり以下のような場所は可であるか。 ・駅のコンコース等、所有者がいるが半公共の場所 ・歩行者専用の商店街等の占有許可を得た上での公道上	地域イベントの実施場所管理者などから許可等を得ていれば、可である。イベント実施に際しては、実施場所管理者などからの許可内容や注意事項等を遵守して実施すること。 なお、仕様書4（2）イに記載のとおり、介護に興味・関心が薄い一般県民の参加が期待でき、介護について正しく理解し、興味・関心が湧くイベントとして1回以上で提案すること。
2	仕様書 4（2）ア	「授業講師の選定にあたっては発注者と協議の上、介護機器だけではなく介護全般に精通したものを人選することとし、」と記載があるが、募集要領9（3）審査基準⑥では「介護体験授業を担当できる講師を選定しているか」と記載されている。 講師は発注者と協議の上、選定するのか、それとも受注者が選定するのか、どちらになるか。	介護体験授業を担当する講師については、企画提案時には提案者にて人選を行った上で提案をいただくという趣旨である。 その後実施する選定委員会にて業務委託候補者として選定された者と委託業務の実施内容（介護体験授業を担当する講師を含む）について、協議の上、決定する。（募集要領11参照。）